

一般会計等財務書類における注記 (令和3年度)

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得価額が判明しているもの……………取得価額

取得価額が不明なもの……………再調達価額

② 無形固定資産……………取得価額

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

該当する資産なし

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当する資産なし

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年 ～ 50年

建物附属設備 8年

工作物 8年 ～ 15年

物品 2年 ～ 10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

ソフトウェアについては、名西消防組合における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

退職手当債務から徳島県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から、すでに職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、徳島県市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち名西消防組合へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。その結果、積立額が上回っているため、その額を財政調整基金に計上しています。

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本年度会計の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

該当する資産なし

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き〔平成27年1月総務省 統一的な基準による地方公会計マニュアル〕に定める所有権移転外ファイナンス・リース取引及び重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下）は費用として処理しています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物を、資金の範囲とします。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間（4月1日～5月31日）における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品の計上基準

物品について、取得価額又は見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物は、一部のみ名西消防組合の資産であり、その他の部分は構成市町村である石井町、神山町の資産であるため、名西消防組合の資産のみ計上しています。また、土地については、すべて構成市町村の資産であり、名西消防組合の資産がないため、計上なしです。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準について、〔資本的支出と修繕費の判定フローチャート〕を基に資本的支出と修繕費の判定をしています。また、金額が50万円未満である時、または法人税法基本通達により資産に該当しないと判断した時は修繕費として処理しています。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △ 369,665 円

② 既存の決算書との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
A：歳入歳出決算書	572,880,357円	560,600,629円
B：財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	円	円
C：繰越金に伴う差額	12,649,393円	0円
D：資金収支計算書(D=A+B-C)	560,230,964円	560,600,629円

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	74,701,910 円
減価償却費	△42,712,748 円
賞与等引当金増減額	2,595,447 円
退職手当引当金増減額	16,923,471 円
資産除去損益	△209,336 円
純資産変動計算書の本年度差額	51,298,744 円

④ 一時借入金

平成 3 年度は一時借入金を行っていない。

一時借入金の限度額 10,000 千円